

# 緊急事態宣言を踏まえた支援策

## 1. 時短要請等の対象となる飲食店等向け支援

### 地方創生臨時交付金の協力要請推進枠

[☞詳細はこちらをクリック](#)

緊急事態宣言区域 1日最大**6万円** 月額換算最大**180万円**

その他の区域 1日最大**4万円** 月額換算最大**120万円**

※大企業を含む

### 雇用調整助成金の特例措置

[☞詳細はこちらをクリック](#)

緊急事態措置実施地域等において、知事の要請等を受けて時短や収容率・人数制限に協力した**大企業**の飲食店等について、解雇等を行っていないければ**10/10**を助成。日額上限15,000円。緊急事態宣言解除月の翌月末まで。

## 2. 雇用の維持<全国>

### 雇用調整助成金の特例措置・休業支援金の延長

[☞詳細はこちらをクリック](#)

現行措置（日額上限15,000円等）を**本年4月末まで延長**

雇用調整助成金は、地域・業種問わず、最近3か月の売上等が、月平均で前年又は前々年同期と比べ、**30%以上減少**の場合 **大企業も最大10/10**を助成

**上記12に該当の大企業と中小は1月8日以降の解雇等の有無により助成率を判断**するよう雇用維持要件を緩和

休業支援金は**大企業でシフト等で働く方々**も対象に

(1/8以降の休業※→休業前賃金の8割、昨年4～6月末までの休業→休業前賃金の6割)

※令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業を含む。

### 求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）※施行に向けて準備中

#### 職業訓練受講給付金

収入要件の特例措置(月8万円以下→シフト制で働く方等は**月12万円以下**まで引上げ)  
出席要件の緩和(働きながら訓練を受ける場合、**出勤日をやむを得ない欠席とする**)

## 3. 飲食店の時短営業等により影響を受ける事業者向け支援

### 一時支援金の支給

[☞詳細はこちらをクリック](#)

対象地域における①時短営業を行う飲食店と取引or②不要不急の外出・移動の自粛による影響

本年1月～3月のいずれかの月の売上が前年比50%以上減の中堅・中小

法人**60万円**、個人事業主**30万円**の上限の一時金

### イベント関連事業者向け支援

[☞詳細はこちらをクリック](#)  
2/22 申請受付開始

※自粛により中止・延期になったイベント  
に関連する内容の動画作成・配信が要件

対象地域で予定されていたイベント等を自粛※した場合、会場費等の**キャンセル費用、チケット払い戻し手数料**、イベントに関連する動画の制作・配信費用を支援(**上限2500万円**) (J-LODlive補助金)

## 4. 中小・小規模事業者向けの資金繰り支援<全国>

### 実質無利子融資の要件緩和、上限額引上げ

[☞詳細はこちらをクリック](#)

**直近2週間**でも売上減少を判断できるよう運用柔軟化(公庫等)

実質無利子等となる上限額を引き上げ

・公庫(国民)・民間(信用保証)：4千万円→**6千万円**

・公庫(中小)・商工中金：2億円→**3億円**

## 5. 生活困窮者向け生活支援<全国>

### 緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付

[☞詳細はこちらをクリック](#)

返済開始時期を**来年3月末**に延長(新規貸付申請は本年3月末まで)

総合支援資金の**3か月分の再貸付(最大60万円)**を実施、これにより最大貸付額140万円→**200万円**に

### 住居確保給付金の再支給

[☞詳細はこちらをクリック](#)

住居確保給付金の支給が一旦終了した方に対して、3か月間**再支給**